

全動薬協会報

No.371

一般
社団法人 全国動物薬品器材協会

2025年1月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

目 次

○年頭の挨拶

- ・新年のごあいさつ (一社)全国動物薬品器材協会理事長 相原 夏実2
- ・令和7年年頭に当たって 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課課長 星野 和久3

○農林水産省等のお知らせ (2024年11月13日～2025年1月14日)

- ・鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議・江藤農林水産大臣メッセージ5
- ・(緊急) 高病原性鳥インフルエンザの発生が急増しています。(生産者向け資料)7
- ・薬事関係 (1件)
 - 2024動物用ワクチン戦略中間とりまとめ (令和6年11月)6・8
- ・家畜衛生関係 (1件)
 - ランピースキン病の防疫対策のための提言・発生の経過・ウイルスを運ばないために16
- ・その他薬事関係 (2件)
 - 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令の交付について20
 - 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正21
- ・その他
 - 新物効法の施行に向けた合同会議取りまとめのポイント22
 - 令和7年度の畜産物価格の決定 (農林水産省)23

○農林水産省等の報告・統計

- ・薬剤耐性モニタリング年次報告書2021年版公開23
- ・令和6年愛玩動物看護師就職状況等調査結果24
- ・令和5年生産費 (牛乳、肉用牛、肥育豚)25
- ・2023漁業センサス結果の概要29

○事務局だより

- ・動物用医薬品卸売販売業書における法令遵守の徹底について31
- ・指示書流通調査結果について31
- ・令和6年新規認定研修の結果・研修科目の公開33
- ・その他 お知らせ34

○協会ホームページから

- ・令和6年度の新規認定研修の資料・動画の公開34
- ・協会会員の一覧等の最新版掲載34

○連載 世界の中の日本8 (別刷)

◇

〇年頭の挨拶

☆新年のごあいさつ

(一社)全国動物薬品器材協会
理事長 相原 夏実

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には旧年中、当協会の運営に際しまして多大なるご支援・ご協力を頂きましたこと、心より感謝申し上げます。

2024年の日本経済は、日銀が17年ぶりに政策金利を引き上げたことで長期にわたる超低金利政策が転換点を迎え、日経平均株価が史上最高値を更新するなど株式市場は活況を呈しました。物価高や生活コストの上昇もあるものの、大企業を中心に賃上げの動きが広がり、所得環境の改善による消費拡大が期待されています。

私たちの業界に目を向けても、変化は当たり前になっています。畜産分野においては、飼料価格の高騰や鳥インフルエンザ、豚熱など深刻な影響を及ぼす疫病の脅威継続もあり、酪農家を中心に畜産生産者の経営状況は不安定感を増しており、廃業・集約化も増加傾向にあります。コンパニオンアニマル分野においても、ペットの飼育頭数の減少を受けた成熟化が進展する中、企業病院化の進展や卸を通さない販売チャネルの増加など目まぐるしく変化しています。これらの変化は、私たちの根本的な存在価値を問い直すきっかけを投げかけているように思います。一方で、私たちのビジネスは、国民の安全な食とペットとの豊かな暮らしを支える非常に社会的価値の高い仕事であり、その存在意義は揺らぐことはないかと改めて確信を持ちました。

こうした中で、私たち協会が最も重視したいのは、未来を担う人材育成です。特に販売員の資質向上を目的に、昨年より研修制度の見直し・充実注力しております。新規認定研修では、研修科目を拡充し、WEB研修に新たに取

組み、動物用医薬品の正しい知識や薬機法・独占禁止法等の関連法規、獣医療の業務の実態をはじめ現場での実践力を高める内容となっており、前年を大きく上回る多くの販売員がこの研修を修了し、新たに認定を受けました。この取り組みは、業界全体の信頼性向上に貢献するものであり、協会としての使命を果たす重要な柱です。

また、動物用医薬品の流通に関しても大きな課題が浮き彫りとなりました。流通実態調査を実施し、物流業界の変化による供給の不安定化に対応するため、課題解決に向けた基盤づくりを進めています。こうした活動を通じ、安定供給の確保と流通の適正化に向けた努力を続けています。

協会としては、これらの取り組みをさらに推進し、各会員企業様の人材育成機能の一部をも担いながら、業界全体の成長を支える存在でありたいと考えております。また、協会会報の発行やホームページの充実を通じた広報機能も強化することで、会員・賛助会員企業間のつながり強化、知見の共有や相互支援の促進に努めていく所存です。

本年も、動物用医薬品業界の発展と社会への貢献を胸に、課題解決と未来を担う人材育成を主眼とした活動を展開し、より良い組織づくりと業界発展に尽力してまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。





☆令和7年 年頭にあって

畜水産安全管理課長
星野和久

令和7年の年頭にあたり、新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人全国動物医薬品器材協会の皆様におかれましては、日頃より動物用医薬品、動物用医療機器等の安定的な供給、適正販売等の確保に多大なる御尽力及び御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

年頭にあたり、動物用医薬品等に関する最近のトピックについて御紹介しつつ、本年も変わらぬ御厚誼を賜りますようお願い申し上げます次第です。

1. 動物用医薬品等の安全確保と安定供給

動物用医薬品は、畜産、水産業の現場において、病気の発生予防やまん延防止に無くてはならない生産資材です。

畜水産業の持続・発展のためには、伝染性疾病の発生リスク低減が重要ですが、近年の経営規模の拡大、気候変動、人や物の移動のグローバル化等により、発生リスクはむしろ増大しており、疾病対策の重要性がますます高まっている状況にあります。昨年施行された「改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）」においても、伝染性疾病が畜水産業に著しい損害を生じさせるおそれがあることに鑑み、疾病の発生の予防・まん延防止のために必要な施策を講ずることが新たに規定され、疾病対策の重要性が国の施策として一層明確に位置付けられました。また、食料供給が減少し、国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止するため、平時からの対応に始まり、必要な対策を政府一体となって早期から措置を行う、「食料供給困難

事態対策法（令和6年法律第61号）」（以下、事態法。）が昨年、成立いたしました。事態法では、食料の生産に必要な不可欠な生産資材の一つとして、飼料や農薬と並んで、動物用医薬品が指定される方向で現在、検討が進んでおります。このように、動物用医薬品等の安定供給の重要性は日増しに高まっております。

高病原性鳥インフルエンザの対策として、消毒等を有効活用するなど飼養衛生管理の徹底が強く求められていますが、消毒薬について、関係業界のご尽力により必要な量が供給されていると聞いております。また、豚熱については一昨年より、九州7県が豚熱ワクチン接種地域に追加されましたが、豚熱ワクチン供給に支障は生じておりません。この場を借りて、貴協会の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

本年は薬機法改正や事態法の施行などの新たな動きがありますが、引き続き動物用医薬品の更なる安全確保と安定供給に努めてまいります。

2 動物用ワクチン戦略

動物用ワクチンは、豚熱やアフリカ豚熱といった重大な疾病の発生・侵入防止や、慢性疾病の発生防止による畜産経営の改善、国際的に喫緊の取組を要する薬剤耐性対策といった課題に対し、必要不可欠な生産資材の一つです。

一方で、大手人用医薬品メーカーの動物薬事業からの撤退など、国内の動物用ワクチンメーカーの製品開発における競争力の後退や、不採算品目の整理・終売による取扱品目の縮小など供給不安につながる状況が表面化してきたことを受け、令和6年6月より国内ワクチンメーカー、臨床獣医師、研究機関、国などで必要なワクチンの迅速な開発及び安定的な供給に向けた戦略の策定について検討を開始しました。

検討会では、計4回の議論を行い、同年11月に課題解決に向けた取組として、①開発の促

進・迅速な実用化、②承認制度の最適化、③製造体制の強化・技術の蓄積、④販売体制の強化等のテーマについて「2024動物用ワクチン戦略中間取りまとめ」として公表*したところです。

*<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yaku-uzi/attach/pdf/index-20.pdf> (本体)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yaku-zi/attach/pdf/index-19.pdf> (概要)

本戦略では、新たな産学官の連携プラットフォーム(VMC:Veterinary Medicine Industry-Academia-Government Collaboration)の立上げや、VMCのもとで製品の研究から実用化への橋渡しの円滑化、疾病の終息等により製造を停止したワクチンの再流行に応じた製造技術及び体制の維持、海外の規制やニーズの調査など、開発・承認・製造・販売体制の強化に向けた取組みをまとめています。

今後、達成状況の評価や必要に応じ戦略の見直しを行いつつ、2030年目標に掲げているアフリカ豚熱ワクチンの実用化や2050年目標などに行っている輸出の加速化などの中長期的な目標の実現、そして最終的には日本のワクチンが国内のみならず近隣アジア諸国も含めた畜水産生産の持続可能性の強化に貢献できるよう、関係者でしっかりと連携して取組んでまいります。

3. 薬剤耐性対策

新型コロナウイルス感染症は動物に由来していたということもあり、新型コロナウイルス感染症の流行により、人と動物及び環境における保健衛生の一体的な推進(ワンヘルスアプローチ)の重要性が再認識されました。薬剤耐性対策もこのワンヘルスアプローチにより取り組むべきものの1つです。2016年に関係閣僚会議によって決定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」は、2023年4月に改定され、新たに畜産分野の動物用抗菌薬使用量の削減目標が設定されました。抗菌薬に頼らない畜産・養殖生産体制の確立に向けて、対策を一層強化し

ていく必要があります。

まず、これまでの政府の取組として、食品安全委員会による薬剤耐性菌に関するリスク評価(食品健康影響評価)が実施され、これに基づくリスク管理措置を講じてきました。抗菌性飼料添加物の22成分すべてのリスク評価が終了しておりますが、動物用抗菌性物質製剤については、全ての成分のリスク評価に向けて、本年もリスク評価の手続と評価に基づく適切なリスク管理の実施を進めてまいります。

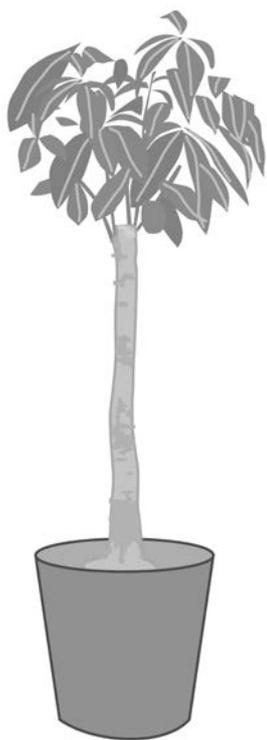
また、都道府県や獣医師の皆様の御理解の下、薬剤耐性菌対策を確実に現場に普及するための啓蒙・普及活動を講じております。理解を深めて頂くためのツールとして、これまでに、慎重使用に関するパンフレット、ガイドライン、動画等を作成・配布するとともに、農林水産省のウェブサイトでも公開してきました。管理獣医師の指導の下、飼養衛生管理の徹底等様々な工夫により、事故率の低減、生産性の向上を実現し、抗菌剤に頼らない養豚生産を実践している生産者の取組の動画を農林水産省のウェブサイト*に掲載しておりますので是非御活用ください。

削減目標を達成させるためには、これまでの取組に加えて、個々の農場での使用の抑制に直接的につながる新たな仕掛けが必要と考えております。このため、まずは農場における抗菌薬の使用量を把握し、飼養衛生管理の振り返りに活用できるようなシステムの構築が有効であると考えております。現在、飼養衛生管理支援システムの機能を拡張しており、本年春より電子指示書の交付や要指示医薬品等の使用記録ができる電子指示書システムが稼働する予定です。

また、薬剤耐性対策は畜産物の輸出においても重要となっており、2022年1月には、EUにおいて畜水産物の生産における成長促進目的での抗菌剤使用や人の医療上重要な抗菌薬(我が国では「ホスホマイシン」が該当)の使用を禁止する規制が施行されています。この規則への対

応として、感染症の予防、ホスホマイシン以外の抗菌薬の使用、ホスホマイシンの使用した場合の記録が重要となりますので、獣医療関係者等への周知をお願いいたします。

* <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/youtonamr.html>



○農林水産省等のお知らせ

令和6年度 鳥インフルエンザ防疫対策 緊急全国会議について

作成日：令和6年11月21日

担 当：消費・安全局動物衛生課

江藤農林水産大臣メッセージ



全国から500名を超える方々に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

過去最多の発生の令和4年シーズンと匹敵するペースで、今、発生をいたしております。私の県でも本当に大変な経験をいたしておりますので、皆様方には更に緊張感を持っていただきたいという趣旨をもって、この会を開催させていただきました。

それでは、私の方から4点に絞りまして、お話をさせていただきます。

まず、「危機感」を共有せねばなりません。

今シーズンは「自分のところに来ても全くおかしくない」「来るぞ」という覚悟をもって、体制を組んでいただきたいと思います。自分のところには来ないだろうという楽観的な気持ち、これが一番問題になりますので、来てもいつでも対応できる体制を組んでいただきたいと思います。関係者の皆様方で危機感を共有して、できる限りの体制の準備をしていただくことをお願いいたします。

第二に、現場の「隙間」を埋める、「隙」を埋めるということでもあります。これまでの発生農場の経験を生かしまして、飼養衛生管理のレ

ベルをもう一段上げることが肝要であります。万全かと思われる農場でも「ここにも来るかもしれない」と、見逃しがちな「隙」があるということでもあります。そこからウイルスの侵入を許してしまいますので、農場の「隙」を埋めるよう、御指導のほどよろしくお願いいたします。

第三に、「再点検」です。「自分のところは新しいから、作って間もないから、最近検査したばかりだから大丈夫だろう」ということではなくて、今日この機を生かしていただいて、もう一度再点検をお願いしたいと思っています。特に大規模農場や過去に発生した農場では、発生した場合の影響や発生リスクが高いというふうに考えられますので、もう一度、よろしくお願いいたします。何度点検をしても、それで十分ということはないというふうに考えていただきたいと思っています。

第四に、残念ながら発生した場合、そこから更に周りに伝播させない、拡げないということが大変肝要であります。現実には、どんなに完璧な防疫体制を敷いていても、人間のやることでありますし、それに虫や動物、様々な原因が考えられますから、完全に防ぐということは不可能だというふうに考えていただくことが、私は適切ではないかと思っています。そして、発生しても、今申し上げたように、1か所で止める、そこで終了する—その地区ではですね。地域に拡げないことが最重要であります。事前の防疫演習、これはしていただいていると思いますが、速やかな殺処分、そして防疫措置をお願いしたいと思います。

令和4年シーズンのように鳥インフルエンザが大発生すれば、卵の需給や価格、国民の皆様方の食卓にも大変な影響を及ぼすことがあります。そして、発生農場におきましても、それから再開するのに大変御苦労することになりますから、そのあたり緊張感を持っていただいて、「防疫対策」、何度も申し上げましたけれども、とにかく「防疫対策」「防疫対策の徹底」これ

をお願い申し上げます。

どうぞ皆様方、これからがまさにトップシーズンに入ってまいりますから、緊張感を持って御対応いただきますように、重ねてお願い申し上げます。御参加いただきまして、誠にありがとうございます。



☆☆ 薬事関係

令和6年11月29日

農林水産省消費・安全局長

2024動物用ワクチン戦略中間取りまとめの策定に基づく取組について

平素より動物薬事の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

畜産業・水産養殖業（以下「畜水産業」という。）は、我が国の基幹産業であり、産業動物用ワクチンはそれら産業の維持、振興のために欠かせない生産資材です。

令和6年6月に施行された改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においても、伝染性疾病が畜水産業に著しい損害を生じさせるおそれがあることに鑑み、疾病の発生予防・まん延防止のために必要な施策を講ずることが新たに規定され、疾病対策の重要性が国の施策として一層明確に位置付けられたところです。

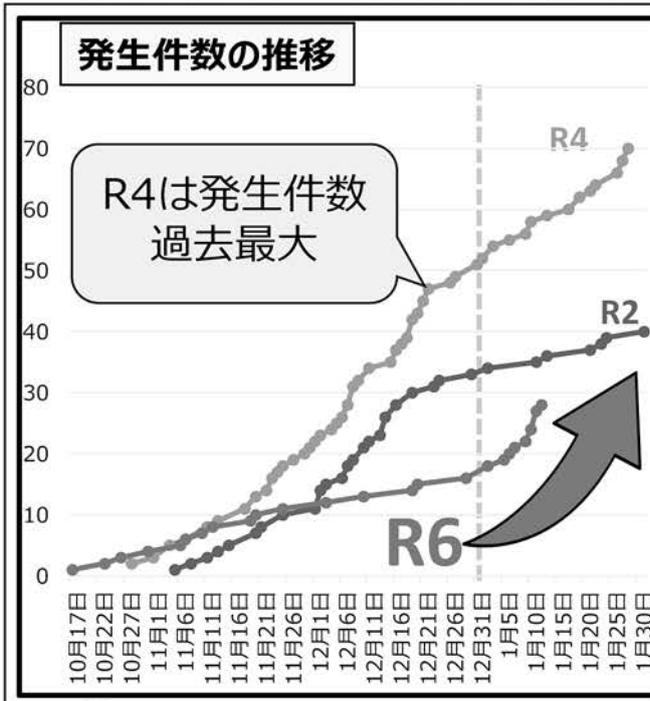
また、薬剤耐性問題は国際的にも喫緊の取組が求められており、抗菌薬による治療からワクチンによる予防への移行を図っているところです。

このように、食料安全保障の観点からも非常に重要な役割を果たしている日本の産業動物用ワクチンの開発・供給体制を充実・強化していくことは極めて重要な課題です。

そのため、課題解決に向けて、産学官のプラットフォームを立上げ、様々な課題について取り組むこととした動物用ワクチン戦略中間取りまとめを別紙のとおり策定しましたので、御了知の上、貴会会員への周知と取組への御協力をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの発生が急増しています！！

家きん飼養農場では最大限の警戒をお願いします
 特に大規模農場、既発生地域、養鶏密集地域は具体的な対策強化を徹底



年明けから過去にないほどの勢いで発生件数が急増！
 特に養鶏密集地域で連続して発生



具体的な対策のポイント

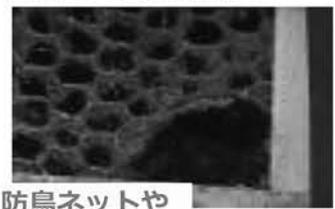
- ◆ 鶏の様子が少しでもおかしいと感じたら家畜保健衛生所に連絡を！
- ◆ 農場周辺にウイルスが大量に存在しているので、入退場時や敷地周辺の消毒により人・車両・塵埃によるウイルス持ち込み防止を徹底！
- ◆ 防鳥ネットの設置・修繕、隙間の穴埋めなど、カラス等の野鳥、野生動物侵入防止対策を再点検！



車両・手指・物品消毒の徹底



集卵ベルト等の開口部の隙間対策



防鳥ネットや鶏舎破損の補修

2024 動物用ワクチン戦略 中間取りまとめ

令和6年11月
農林水産省 消費・安全局

目次

1 はじめに	3
(1) 動物用ワクチンを取り巻く状況.....	3
(2) 本戦略を策定する背景.....	4
2 現状と課題	5
(1) 製造・販売状況.....	5
(2) 開発・承認状況.....	6
(3) 輸入状況.....	8
(4) 輸出状況.....	8
3 目指すべき将来像	9
4 将来に向けた短・中長期的な目標及びその実現のための取組	10
(1) 戦略的な開発・実用化、最新技術の導入.....	10
(2) 製造体制の強化・技術の蓄積.....	11
(3) 販売体制の強化.....	12
5 最後に	13

1 はじめに

(1) 動物用ワクチンを取り巻く状況

畜産業・水産養殖業（以下「畜水産業」という。）は、人が直接利用できない資源を有効活用した動物性たんぱく質の提供だけでなく、農漁村地域の維持・活性化への貢献といった役割を果たしており、我が国の基幹産業である。

畜水産業の持続・発展のためには、伝染性疾病の発生リスク低減が重要であるが、近年の経営規模の拡大、気候変動、人や物の移動のグローバル化等により、発生リスクはむほむほ増大しており、疾病対策の重要性がますます高まっている状況にある。2024年6月に施行された改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においても、伝染性疾病が畜水産業に著しい損害を生じさせるおそれがあることに鑑み、疾病の発生予防・まん延防止のために必要な施策を講ずることが新たに規定され、疾病対策の重要性が国の施策として一層明確に位置付けられたところである¹。

疾病対策として、家畜に対しては「家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）」、水産動物に対しては「水産防疫対策要綱（平成28年7月1日付け28消安第1412号農林水産省消費・安全局長通知）」が定められ、いずれにおいても、発生の未然防止に重点を置いた事前対応型の防疫体制が重視されている。動物用医薬品のうちワクチンは発生予防を目的としており、事前対応型の防疫体制の強化に寄与するものである。表1に示したとおり、これまでもワクチンは疾病の収束・減速や被害額の減少に大きく貢献しており、現在もアフリカ豚熱や鳥インフルエンザをはじめとする疾病のリスクが高まる中、畜水産業の生産現場ではワクチンの開発・安定供給へのニーズは高い。

また、近年の新たな課題として、薬剤耐性問題は国際的にも喫緊の取組が求められており、2024年9月に開催されたAMRに関するハイレベル会合においても政治宣言が採択されたところである²。抗菌薬に頼った生産を続けていけば、薬剤耐性菌による人への健康リスクが高まるだけでなく、家畜や養殖魚においても効果低減し、経済損失の増大が懸念される。抗菌薬が多用されている呼吸器病や下痢症・乳房炎といった慢性疾病に対して、ワクチンが迅速に開発・実用化され、供給されることで、抗菌薬による治療からワクチンによる予防へのシフトが進み、畜水産業の発展のみならず薬剤耐性対策も進展することとなる。

¹ 改正食料・農業・農村基本法（令和6年6月5日施行）

第41条 国は、家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動物植物が国内で発生及びまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおそれがあることに鑑み、その発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

² 2024年9月の第79回国連総会に併せて開催されたAMR（薬剤耐性）に関するハイレベル会合において政治宣言が採択されたところ（<https://www.un.org/pga/wp-content/uploads/sites/108/2024/09/FINAL-AMR-to-PGA.pdf>）。動物薬においても2030年までに抗菌薬の使用削減に資するワクチンについて戦略的に取り組むことが約束された。

このように、ワクチンは、伝染性疾病対策や薬剤耐性対策にとっても欠かせない重要な生産資材である。今後、地域における畜水産業を持続し、良質な動物性たんぱく質の供給や地域の食文化を維持するためには、日本の産業動物用ワクチンの開発・供給体制の充実・強化が極めて重要な課題である。

表1 畜水産業の生産現場におけるワクチンの主な活用実例

ワクチン	活用事例
口蹄疫ワクチン	2010年に発生した際、爆発的な感染を抑えるため、発生地域を取り囲むようにして殺処分を前提としたワクチン接種をいくつかの防疫措置を進めたことで収束し、迅速に清浄化。
豚熱ワクチン	2019年10月から飼養豚に対するワクチン接種を開始したところ、野生のしいしにおける感染は拡大する中、飼養豚での発生件数は大幅に減少。
豚流行性下痢ワクチン	2013年から国内で流行が見られ、ワクチンの需要が急激に高まったが、メーカーが通常の6倍を超える増産を行い、これを提供したことで、迅速な収束に貢献。
ニューカッスル病ワクチン	1980年代半ばに大流行したが、弱毒ニューカッスル病ウイルスB1株を製造用株としたワクチンの導入により、迅速な収束に貢献。
α溶血性連鎖球菌症ワクチン（ブリー）	1980年代の当該疾病におけるブリーの魚病被害額は100億円を超えていたが、1997年のワクチン販売開始後、被害額は半減。

(2) 本戦略を策定する背景

近年、上記(1)のとおり、ワクチンの社会的な重要性がますます高まっている中、我が国の状況を見ると、国際競争力の後退、終売による品ぞろえの縮小などが表面化しており、ワクチンの開発・生産体制の充実・強化が不可欠となっている。

人医療では、天然痘等の感染症患者・死者が多数発生し、社会防衛の強力な推進が必要とされた社会状況を背景に予防接種法（昭和23年法律第68号）が制定された。本法においてまん延を防止すべき疾病が指定され、これらに疾病に対する予防接種が着実に行われるよう、国が予防接種基本計画（平成26年厚生労働省告示第121号）を定めることとされている。本基本計画では、新たな人用ワクチンの研究開発の推進や生産基盤の確保といったことが国の責務として規定されており、これまでも一定の取組を進めてきたところである。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延に対して、日本国内での人用ワクチンの供給や国内開発に遅れが生じたことと反省から、政府が一体となって取組を強化したため、2021年6月に「ワクチン開発・生産体制強化戦略」が閣議決定され、これに基づき施策が進められている。

他方、畜水産業における防疫では、一部の疾病を除き³、人医療のようなワクチンに関する国の施策や実用化を前提とした開発や供給面を含めた総合的な戦略の検討には至っていない。このようなことから今後、関係者が目指すべき将来像を明確にし、その実現に向けた課題と取組を整理し、今後の施策の指針となる戦略を策定する。

2 現状と課題

(1) 製造・販売状況

「動物用医薬品、医薬部外品及び医療機器販売高年報」(以下、「販売高年報」という。)によると、日本の動物用医薬品等の市場は、2022年の売上高が約1,444億円⁴となっている。内訳は、図1のとおり一般薬(467億円)が最も多く、抗菌薬・駆虫薬(441億円)、生物学的製剤(378億円)と続く。伝染性疫病の予防に有用な産業動物用ワクチンは293億円と全体の2割程度に留まっている。一方、産業動物用抗菌薬・駆虫薬(220億円)は抗菌薬・駆虫薬の約半分を占め、薬剤耐性対策の観点からも抗菌薬による治療からワクチンによる予防への移行が望まれる状況にある。

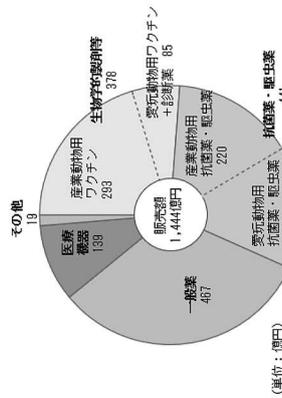


図1 動物用医薬品等の販売額 (2022年) 出典：販売高年報(2022)

³ 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱といった重篤な被害が想定される疾病に対しては、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づいて策定されている「特定畜伝染病防疫指針」において、ワクチンの確保、備蓄、研究推進等が国の責務として規定され、実際に国において開発支援や備蓄等を実施。

⁴ Global Market Insightsのレポート「Animal Drugs Market」による世界の動物用医薬品の市場と比較すると約40分の1、薬事工業生産動態統計年報の国内生産金額に基づく人用医薬品の市場規模と比較すると約60分の1程度。Health for Animalsが公表したGlobal Benchmarking Surveyの2020年調査結果によると、日本におけるイノベーションにネガティブな影響を与える最大の要因として「市場の小ささ」が挙げられている。

また、これまでの推移をみると、表2のとおり、動物用医薬品全体では2012年から2022年にかけて、963億円から1,444億円と50%増加しているが、その伸びの要因は、代謝性医薬品、循環器・呼吸器・泌尿器系医薬品及び消化器官系医薬品における愛玩用の販売高がいずれも2倍以上増加したことによる。(農林水産省調べ)

他方、産業動物用ワクチンについては、247億円から293億円と伸び率は20%程度と低い。この間、産業動物の飼養戸数は4割程度減少している一方で、飼養頭羽数に大きな変動はなく⁵、実態としては、人用医薬品と兼業していた大手のメーカーにおける収益性の低い動物薬事業からの撤退や、専業メーカーにおいても不採算品目の整理・終売が進んだ。また、製造ラインの更新や増設が進んでいないことから⁶、生産現場での急激な増産ニーズに応えるため、一部製品の生産に支障が生じるといった事例もみられる。

表2 動物用医薬品等の販売額推移(愛玩動物用も含む)

	2012年	2022年
合計	963	1,444
動物用医薬品	860	1,287
病原微生物及び内寄生虫用薬	257	416
生物学的製剤	328	378
うち産業動物用ワクチン	247	293
治療を目的としないもの(消毒薬など)	100	168
代謝性用薬	55	115
循環器・呼吸器官・泌尿器官系用薬	22	57
消化器官用薬	21	46
外用薬	32	42
繁殖用薬	26	33
神経系用薬	18	32
医療機器	80	139
医薬部外品	23	18

出典：販売高年報(2022) (単位：億円)

現在の製造ラインの維持だけでなく、重大疾病の発生や自然災害による製造停止など緊急時には増産が必要な場面も想定されるところ、施設・設備への投資が

⁵ 2012年から2022年にかけて、牛(肉用牛及び乳用牛)、豚及び鶏(採卵鶏及びブロイラー)の飼養戸数はいずれも4割程度減少、飼養頭羽数はそれぞれ4%減少、8%減及び4%増加。ただしブロイラーは2012年調査休止のため2013年の飼養頭数を利用(出典：畜産統計)

⁶ 多くの国内メーカーの製造設備は、昭和から平成初期にかけて建設・設置。

欠かせないが、現在の収益性のままでは緊急時までは想定した自律的な思い切った投資が進むことは期待できず、更に近年は原材料費、人件費、輸送費、光熱費等のコストも増加しており、状況の悪化が懸念される。

(2) 開発・承認状況

国の施策として重要な一部のワクチンについては、農林水産省が行う事業のものと開発や承認の迅速化を図られているが、基本的に製品の開発・実用化は市場のニーズや収益の見込み、これまで蓄積された技術・知見等を踏まえ、各メーカーが独自の・自律的に行っている。

表3のとおり、動物用医薬品の新規承認数は、後発品の承認も含め2016年度から2022年度まで年間平均60品目程度となっており、そのうち産業動物用ワクチンは10品目程度、後発品を除くと5品目程度となっている。一方、販売高年報によると流通のあった産業動物用ワクチンの年間販売品目数は270品目(2012年)から247品目(2022年)へと1割程度減少しており、新規開発はされているものの、生産現場で使えるワクチンの種類は減少している状況である。

生産現場で課題となっているもののワクチンが開発されていない疾病は多く、開発を進めるに当たっては、ワクチン製造用株の元となる野外株の収集、承認申請に必要なデータ作成等が課題となっている。また、mRNAワクチンなどの新技術が人医療で活用され、動物分野でもこの導入に向けた議論・体制の検討が必要となっている。

表3 動物用医薬品の年度別新規承認数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
承認品目数	47	56	69	80	63	50	71
うち生物学的製剤	16	14	13	16	14	14	21
うち産業動物用ワクチン	9	8	6	14	13	12	15
うち後発品を除く	4	4	2	7	10	3	8

出典：動物医薬品検査所年報

⁷ アフリカ豚熱や豚熱等、侵入、まん延防止が社会にとっても極めて重要な疾病については、安全な農畜生産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業においてワクチンの研究開発を推進してきた。

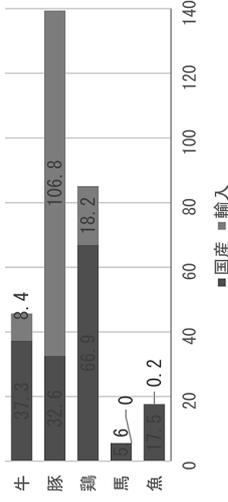
また、新技術を活用した製品の他、特に市場が小さい水産用や蜜蜂用、または、薬剤耐性対策として有益と考えられる製品に限り、開発が進み実用化が見込まれるものについては、承認を早期に進めるため、動物用医薬品対策事業において承認申請に必要な試験費等の費用の補助の対象となる。

⁸ 本戦略策定に際し行った臨床獣医師からのヒアリングでは、牛については原虫、マイコプラズマ肺炎、牛伝染性リンパ腫やヨ－ネ病に対するワクチン、豚では豚熱の高病原性豚熱・呼吸器感染症候群ワクチン、鶏ではクロストリジウム感染症ワクチンの他、噴霧接種などの接種負担を軽減するワクチン等が挙げられた。

現在、近隣アジア諸国で流行しているアフリカ豚熱については、国内外にて予防的ワクチンの開発が切望されており、開発・製造を精力的に取り組みが必要である。

(3) 輸入状況

2022年のデータでは、産業動物用ワクチンの販売額293億円のうち、約半分の134億円が輸入品である。動物種別にみると図2のとおり、牛、鶏及び水産用については国産の割合が高く、豚については輸入品が7割を超える。豚サーコウイルス感染症や豚繁殖・呼吸器障害候群等、欧米で流行している疾病のワクチンは、開発費が豊富なグローバル企業が特許権の下で迅速に開発した上で販売しており、養殖魚の疾病等、おおむね日本のみで課題となるものについては、国内メーカーが対応している傾向がみられる。



(単位：億円)

図2 動物種別、国産・輸入別のワクチン販売高(2022年)

出典：農林水産省調べ

(4) 輸出状況

国内製造品の輸出は、市場を拡大し収益性を改善することで、足腰の強い経営の実現に資することが期待されるが、海外とりわけアジアにおけるワクチンの市場ニーズの把握は個社の努力のみに頼られており、必ずしも機動的に機能していない。加えて、輸出するには、輸出先国が製品の製造に関して定める製造管理及び品質管理(以下「GMP」という。)に関する基準に適合する必要があるため、現時点では一部の国と製品に限った輸出に留まっている。

また、近年、国際的には人用医薬品だけでなく動物用医薬品においても、医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム(PIC/S)への加盟が拡大しているが、日本の動物分野の関係当局は加盟しておらず、個々のメーカーにおいても、設備投

⁹ Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Schemeの略。各国の医薬品の「GMP基準」と「基準への適合性に関する製造事業者の調査方法」について、国際間での整合性を図る団体(欧州を中心に薬事行政当局がボランティアに参加)。

資が必要となることから PIG/S GMP ガイドラインへの適合は進んでいない。

そのため輸出拡大を図るのであれば、アジア市場の家畜衛生事情や各国が必要とする具体的なワクチンニーズを国、民間メーカーの連携により効率的に調査し把握するとともに、PIG/S への対応の在り方について検討する必要がある。

3 目指すべき将来像

前述のとおり、畜水産業は我が国にとって重要な産業であり、ワクチンはそれら産業の維持、振興のために欠かせない生産資材である。また、薬剤耐性対策などワイルドヘルスアプローチを推進する上でも重要なツールである。このワクチンの開発、製造、供給等に支障が生じ、疾病が発生・まん延すれば、畜水産業及びその関連産業が直接的な損害を受けるだけでなく、牛乳や卵、食肉といった畜水産物の供給不足や価格の高騰、更には薬剤耐性対策の遅れを招くことも想定される。つまり、ワクチンは食料安全保障や公衆衛生の向上の観点から¹⁰も非常に重要な役割を果たしており、その生産基盤を護ることは政府としての重要な責務として捉えるべきである。

その責務を果たしていくために、

- ① 生産現場の求めているワクチンを、メーカーが研究機関と連携して迅速に開発できる体制の構築
- ② 必要な量のワクチンを安定的に供給できる製造能力の実現
- ③ 上記①（迅速な開発）及び②（安定供給）の実現によって得られた収益が、次の開発・設備投資・技術導入に投資される持続的で好循環な仕組みの構築
- ④ 疾病の終息等により国内製造を停止したワクチンについて、国内外の流行にに応じて再製造を可能とする技術の維持・体制の整備

これにより、治療法がなく発生予防やまん延防止が難しい疾病（例えばアフリカ豚熱）について、より効果的な防疫対応が可能となるほか、まん延しているその他の慢性疾病の対応についても抗腫瘍への過度な依存を減らし、ワクチンによる予防を強化することで、事前対応型の防疫を推進し家畜の疾病管理を向上させることが可能となる。

この結果、日本国内における畜水産業の持続性が高まるだけでなく、近隣のアジア諸国においてもワクチンを活用した防疫体制が強化され、結果的に日本への家畜疾病の侵入リスクを引き下げることになる。

すなわち、本戦略の実現により、日本国内の食料安全保障に貢献するだけでなく、アジア地域、ひいては世界全体の畜水産物の持続性強化を牽引することを目指す。

¹⁰ 令和6年には食料困難事象対策法（令和6年法律第61号）が成立し、現在、国民生活の安全・安心を確保する取組が進められている。

4 将来に向けた短・中長期的な目標及びその実現のための取組

上記3で示した目指すべき将来像を実現するため、そのメルクマールとなる短期的・中長期的な到達目標を、以下のとおり設定する。

【2030年目標】

- ① 国の防疫戦略に基づき、産学官で連携した効率的な開発・製造体制を実現
- ② 不測事態にも対応できる製造能力の実現や在庫の充実
- ③ アフリカ豚熱ワクチン等国家防疫上不可欠な生物学的製剤の実用化・国家備蓄の実現
- ④ DNA、mRNA ワクチン等の承認申請ガイドライン作成
- ⑤ ワクチン輸出の拡大

【2050年目標】

- ① 安定供給体制の更なる強化
- ② 創薬力の強化
- ③ アフリカ豚熱ワクチンをはじめとするワクチン輸出の加速化

これら目標の達成に向けて開発・実用化、製造、販売の各段階における取組を進めるためには、動物用ワクチン関係者の連携が必要不可欠である。このため、メーカー及び関係団体、研究機関、行政機関を主なメンバーとする産学官による連携体制（Veterinary Medicine Industry-Academia-Government Collaboration、以下「VMC」という。）を構築し（図3）、以下の取組を進めていく。

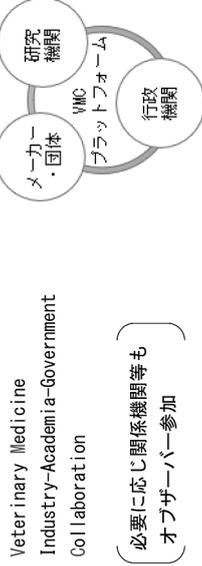


図3 産学官による連携体制の構築

(1) 戦略的な開発・実用化、最新技術の導入

- ① 産学官の連携による開発・実用化
現時点では、個々の研究者やメーカーが独自にワクチンの開発・実用化の活動をしているところ、VMC をプラットフォームとして、それぞれが有する情報を定期的に共有する場を設け、研究から実用化への橋渡しを円滑化し、開発を促進する。また、オープンイノベーションを活性化させ、革新的な技術やアイデアをも

とに新たなビジネスモデルを展開していくスタートアップ企業なども開発、実用化に取り組めるような環境を整えることも必要である。このため開発段階に応じて、「安全な農畜産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業（以下「レギュラトリーサイエンス事業」という。）」による研究の推進や承認申請に必要な試験の実施に要する開発費の支援といった当局が行う取組に加え、国の施策に沿った研究開発を推進する他省庁の既存事業（内閣府が実施する研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム(BRIDGE)や SBIR 制度¹¹など）の活用も含め開発を支援する。

また、ワクチン製造用株の開発促進のため、国内の流行状況の把握や新たな開発への活用を期待される野外科株等について情報を一元化し、用途に応じ病原体の野外科株等の分与を可能とする仕組みについて検討を進める。

② 新技術の開発速度に対応した承認審査制度

人用医薬品で開発・実用化が進められている DNA ワクチンや mRNA ワクチンなどの新規性が高く評価方法が示されていないワクチンの場合は、VMC における情報共有の中で、品質、有効性及び安全性の評価における考え方等について情報収集を行い、行政における評価指針の作成や海外の事例調査等の事業を実施し審査体制の整備を進める。また、個別ワクチンの実用化に向けた研究開発において承認審査に係る技術的助言が必要となる場合には、動物医薬品検査所が開発段階での相談に対応する。

③ 承認審査制度等の薬事関連規制の見直しによる開発・維持コストの縮小及び迅速な供給

VMC において議論を行い、動物用医薬品の早期実用化に必要な薬事関連規制の最適化を行う。特にワクチンにおいては、科学的知見に基づいてより実態にあった評価を行うことで、試験要件や省略可能な資料について示すなど、開発や維持コストの軽減及び迅速な審査につなげる。また、野外の流行株の変化に応じたワクチンが迅速に供給されるよう合理的な仕組みについて検討を進める。

薬事関連規制については、科学技術の進歩を踏まえ一定期間ごとに見直しの必要性を検討する。

(2) 製造体制の強化・技術の蓄積

① 開発中の重要なワクチンの速やかな実用化
畜産物の安定供給に深刻な悪影響を及ぼすおそれがある疾病に有効なワクチンの速やかな実用化に向けて、産学官の連携の下、動物衛生分野のレギュラトリー

¹¹ SBIR (Small/Startup Business Innovation Research) 制度
スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度

ーサイエンス事業により取組んできたアフリカ豚熱ワクチン¹³、豚熱マーカーワクチン¹³及び高病原性鳥インフルエンザワクチン¹⁴などの開発を計画的に進める。

また、豚熱マーカーワクチンなどワクチンの実用化が見通せるようになったものについては、産学官で実用化に向けた具体的な道筋などについて検討し戦略的に実用化を進める。ワクチンの開発後の製造についても VMC の枠組みの中で検討し、様々な支援措置の活用も図りながら、安定的な製造ラインの確保に向け取り組む。

② ワクチンの供給維持や重大疾病発生時の増産のための製造能力の充実・強化
国の施策に基づく重要なワクチンの開発後、必要量のワクチンを迅速に供給するため、官民の連携や事業の活用等により、資材保管用機器の導入や、不測時の大量製造を可能とするデュアルユース設備の設置に取り組み。

また、人用医薬品では、一つのメーカーが開発から製造まで一貫して行うのではなく、工程の一部を他組織に委託する流れもある中、動物用医薬品においても各社共通するワクチン原液の受託製造などメーカー間での委託製造/共同利用を可能とする効率的な仕組みを検討する。

③ 生産技術の維持・人材育成

ワクチンの開発、製造、品質管理には、他の動物用医薬品に比べ個々の技術者の熟練した技術が求められることから、必要な技術を維持していくためには標準化された技術手法の習得が重要となる。また、関連する法令通知や遵守が必要な規制等への理解も必要であり、これらは産学官共通の課題であることから、VMC の中で、メーカーからの要望を中心に技術維持や規制理解に必要な研修会や講習会を開催し人材を育成する。

また、疾病によっては、これまでのワクチン接種等により清浄化されるなどして、製造しなくなったワクチンや診断薬等があるが、海外からの再侵入や海外での需要の高まりに応じて再製造できる技術・体制を維持することも重要である。

(3) 販売体制の強化

① 大きな市場を獲得するための海外販売に向けた輸出先国の情報収集やプロモーション

日本の畜産業の市場規模は限定的である一方、海外とりわけアジアにおいて新興国の経済成長や人口増加に伴い市場が拡大傾向にあることから、ワクチンの

¹² 日本、台湾を除くアジア全域に感染が拡大しており(2024年10月時点)、安全性及び有効性が確認されたアフリカ豚熱ワクチンの実用化が喫緊の課題。

¹³ 豚熱の新たな総合的防除技術の一環として、野外科株感染個体とワクチン接種個体との識別が可能なマーカーワクチンの開発が求められている。

¹⁴ 接種の簡便化のため、省力的に多数羽に投与することが可能なワクチンの開発が求められている。

輸出体制の強化を図り、世界の市場を獲得していくことが日本のワクチン市場拡大の一つの手段になり得る。これまで、輸出に向けた取組は、個社の経営方針に基づき独自に行われてきたところであるが、VMCの枠組みも活用しながら、これまで把握が困難であった海外の薬事規制やニーズについての調査を行い、情報提供することでメーカーの輸出先国における承認取得を支援する。

さらに、下記②を含め、国産ワクチンの有用性に関するプロモーション等、ブランドディングに向けた取組について検討を行う。

② 相手国が求めるGMP基準への対応

ワクチンの輸出に当たって、PIC/S加盟国へ輸出を行う国内メーカーはPIC/S GMPガイドラインへの対応等が必要となるが、具体的な情報が不十分である。このためPIC/Sに加盟済みの人用医薬の関係部局をはじめ、PIC/S事務局や輸出先となり得る国の当局から情報を収集してVMCで共有し、輸出を目指すメーカーが輸出先国からの査察を受けやすくなるよう輸出体制を強化する。また、(2)の製造体制の整備についてPIC/S GMPガイドラインへの適合なども検討する。

③ 生産現場におけるワクチン接種の推進

ワクチンの効果的な活用に向けて、これまでも家畜防疫対策要綱で数多くの伝染性疾病について防疫手段としてワクチンを位置付け、家畜伝染病予防法に掲げられた飼養者の一義的責任の下で平時からその助行を促してきており、また、畜種別のワクチン接種プログラムを必要に応じて策定してきたところであるが、これらの生産現場への浸透について十分なフォローアップがされていない面もある。そのため各地域でのワクチン接種の状況について調査を行い、事前対応型の防疫の推進に向けて必要に応じて活用促進に向けた更なる取組を行う。

また、薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)に基づき、畜水産分野の動物用抗菌薬の使用量低減に向け、抗菌薬の適正使用及び慎重使用の推進並びに抗菌薬使用量の把握に取り組むとともに、抗菌薬による治療からワクチンによる予防への移行を図っているところである。引き続き、生産現場に向けて普及啓発・教育や慢性疾病に対する飼養衛生管理基準の遵守、ワクチンを活用した疾病対策を進めるとともに、AMRに関するハイレベル会合で採択された政治宣言に基づき、薬剤耐性対策を着実に進める。

5 最後に

畜水産業におけるワクチンの重要性は、防疫の強化や薬剤耐性対策として明白であるものの、これまでは、生産現場での活用や開発・供給は生産者及びメーカーの経済活動の中で判断されるものとして、国としての関与は限定的であり、国家戦略として総合的な検討はされてこなかった。今後の戦略策定は将来像の実現に向けて、

大きな一歩となるものである。

達成状況の評価や必要に応じて戦略の見直しも行うつつ、2030年目標、2050年目標、そして、最終的には目指すべき将来像を実現し、日本のワクチンが国内のみならずアジアなど近隣諸国も含めた畜水産生産の持続可能性の強化に貢献できるように、関係者でしっかりと連携して取組んでいく。

4の目標実現に向けた取組に基づく今後の行動計画

2025年から6年間で動物用ワクチン戦略の推進を強化する期間とし、まずは2030年目標の達成に向けて計画的に取り組むこととする。

	2025年	2030年	2050年	備考
VMCの立上げ・検討会の開催				下記の課題も含めて継続的に検討
1 戦略的な開発・実用化、最新技術の導入				
ワクチン開発の促進				それぞれが有する情報を定期的に共有する場を設ける。
野外株及びワクチン候補株情報の一元化				改めてニーズや活用方法を深掘りした上で、必要と判断されれば、効率的な情報の収集・公表の在り方について検討
新技術の開発速度に対応した承認審査制度				メーカーの新技術の開発に向けた準備状況を踏まえ、ガイドライン策定に向けて検討を開始
承認審査制度等の見直し				優先項目を検討した上で、順番に実施
2 製造体制の強化・技術の蓄積				
重要ワクチンの実用化				引き続き、レギュラトリーサイエンス事業等を活用しながら迅速に開発・実用化を目指す
施設・設備の強化				デユアルユースや受託製造等活用できる事業・資金等を構築しつつ実現を目指す
合同研修会・講習会の開催				関係者のニーズを踏まえて計画
3 販売体制強化				
輸出先国の調査				これまでの調査結果も整理しつつ、要すれば追加で実施
輸出プロモーション				併せて輸出体制を充実

GNP基準の対応							まずはPIC/Sの情報を収集してから、将来像を検討
ワクチン接種の推進							事前対応型の防疫の着実な推進や薬剤耐性対策の検討体制の中で実施しつつ、ワクチン接種の状況について調査を実施

◇ ◇ ◇
☆☆ 家畜衛生関係

ランピースキン病の防疫対策のための提言

令和6年12月26日

ランピースキン病対策検討会

1. 侵入ルート

ランピースキン病（以下、「本病」という。）の主な媒介者と考えられる吸血昆虫は、風により長距離を移動することが報告されていることに加え、船舶等により運ばれる可能性もある。今回、国内で発生した本病ウイルスの暫定的な遺伝子解析では、近年、東アジアで流行しているウイルスと同じ系統に分類される株であると推定されるため、周辺国から何らかのルートでウイルスを保持した吸血昆虫が日本に運ばれた可能性が考えられる。そのため、今後も近隣国での本病の発生状況を注視しつつ、吸血昆虫等の侵入防止対策を強化するとともに、国内での発生に警戒する必要がある。

2. 吸血昆虫対策

(1) 全農場共通の対策

本病の主要な感染経路はサシバエ等の吸血昆虫による機械的伝播とされており、個体数が多いことと吸血頻度が多いことから、特にサシバエ対策が重要である。サシバエ全体のうち、成虫が約20%で残りの約80%が卵、幼虫又はさなぎの状態にあると言われており、卵、幼虫及びさなぎを殺虫することがサシバエをコントロールする上で効果的である。サシバエは湿った場所を好み、糞の混じった腐植質に産卵をすることから、牛舎の糞をこまめに取り除き、糞をよく発酵させることや、餌や糞、古い敷料等がたまりやすくサシバエが産卵し、幼虫が棲息する牛舎壁の隅、牛舎内の溝、ウォーターカップ下、通路のゴムマットの下やその隙間等をよく清掃

し、堆肥にIGR剤を散布することが推奨される。また、サシバエは堆肥表層にも産卵するため、切り返しをして堆肥全体に発酵熱を伝えることは卵や幼虫の駆除に効果的であり、加えて、堆肥中のウイルス不活化にも効果的である。さらに、敷料は追加することなく全量交換することが望ましい。特に、サシバエは暑さ及び寒さに弱く、春先、秋口の比較的涼しい時期に成虫となって活動が活発になることから、冬季、夏季のうちにIGR剤を用いた幼虫対策を徹底的に行うことが重要である。

また、成虫対策としては、網目が6ミリメートルの薬剤含浸防虫ネット及びハエ取り紙の牛舎への設置、牛舎内の送風、牛体へのイヤータグ型の殺虫蒸散剤の使用、サシバエの休息場所となる牛舎周辺の草刈り等が有効である。成虫が多く発生した場合には、動力噴霧器を用い、約5日間隔でETB乳剤の牛体への噴霧や、牛舎外壁及び牛舎周辺の草地に殺虫剤の残留噴霧をすることが有効である。但し、連続的に同一系統の薬剤を使用することはサシバエによる薬剤抵抗性の獲得を助長しかねないことから推奨されず、作用機序の異なる薬剤をローテーション的に使用するとともに、必要に応じて専門家への照会をするべきである。

さらに、農場に立入る車両は、車両に迷入した吸血昆虫を偶発的に拡散させる可能性があるため、農場への入退場時に車両内に殺虫剤を噴霧すること等の成虫拡散防止対策をとる事が望ましい。

これらの取組は、本病対策としてのみならず、サシバエによる直接的な牛の損耗防止や牛伝染性リンパ腫（EBL）等の感染症の拡大防止にもつながるものである。また、個々の農場で行うよりも地域一帯で実施することがより効果的である。

(2) 発生農場、発生農場周辺地域における対策
発生農場においては、農場内及び農場間伝播を起こさないことが重要である。効率的な感染

拡大防止の観点から、サシバエ等が感染牛から吸血しないよう、感染牛を重点的に、牛体へのETB剤散布やイヤータグ型の殺虫蒸散剤の使用等の対策を講ずることが効果的と考えられる。また、これまでの発生事例において、サシバエが少ない農場では、農場内の伝播が抑えられている傾向がみられ、こうした農場では、牛舎の開口部の一部に殺虫ネットを設置していることが報告されていることから、(1)にあるように、防虫ネットの設置等の成虫対策が有効である。

発生農場周辺地域（発生農場を中心とした半径20km以内の地域）に所在する農場においては、発生農場から本病ウイルスを保持したサシバエ等が飛来する可能性があるだけでなく、発生農場と共通の飼養器具や発生農場周辺で生産された牧草ロール等（ラップの穴からハエが迷入することがある）、資材等を介してサシバエ等が持ち込まれる可能性があるため、必要に応じてこれら資材や、牧草ロールの外装を殺虫するとともに、サシバエの飛来対策として、(1)で述べた防虫ネットやイヤータグを使用することが推奨される。

今後夏季にわたり発生が継続するようであれば、諸外国で媒介者として挙げられているネッタシマカ *Aedes aegypti* と同所的に棲息し生態が似ている、ヒトスジシマカ *Ae. albopictus* も注意しなければいけない。その対策としては、幼虫の発生源となる水たまりの除去の徹底が推奨される。

(3) 発生農場周辺地域以外における対策

これまでの事例では、発生地域から約35km離れた農場において発生が確認されており、本病ウイルスを保持したサシバエがこれほど長距離を飛翔する可能性は高くないため、車両等に迷入したサシバエによる拡大が疑われている。このため、(2)と同様に、発生農場周辺地域からの資材や車両等については、殺虫剤等を噴霧することが望ましい。加えて、発生農場周辺地

域に所在する農場と同様に、日頃から(1)で述べた防虫ネットやイヤータグを使用することが推奨される。

3. 医原性感染拡大防止対策

注射針や直腸検査用手袋等の使いまわしは、本病のみならずEBL等他の伝染病の感染拡大を引き起こしうることから、必ず1頭ごとに使い捨てとしなければならない。また、妊娠鑑定等のために超音波診断装置のプロープを直腸内で使用する際も、カバーで覆い1頭ごとに交換をする必要がある。加えて、本病については、感染牛に対し使用した器具を介して感染を拡散する可能性があることから、発生が確認されている地域においては、観血的な治療、削蹄や除角、耳標装着等に用いる器具等を1頭ごとに洗浄・消毒する必要がある。なお、同日に発生農場と非発生農場を診療する場合は、可能な限り非発生農場から発生農場の順に行うことが推奨される。

4. 感染牛の隔離

本病については、吸血昆虫を介した間接的伝播が主な感染経路ではあるものの、実験的に感染牛と同居していた牛に接触感染した例も報告されていることから、発生農場においては、発症牛を速やかかつ適切に農場内で隔離することが必要である。

5. 早期摘発のための対策の徹底

本病については、無症状の感染牛と比較して発症牛の方が、吸血昆虫を介した感染源となる可能性が大幅に高いことが報告されている。また、前述のとおり本病を媒介する吸血昆虫は、気流に乗って周辺国から我が国へ飛来していると考えられている。これらのことから、現在の発生地域とは別の地域で新たな発生が起こる可能性があり、発生した場合に農場内及び農場間の感染拡大を防ぐため、本病が発生している地

域に限らず、牛を飼養する農場においては、飼養牛の健康観察をこまめに行い、本病を疑う症状を発見した場合には、症状を呈した牛が同居牛と接触しないよう速やかに隔離し、消毒、殺虫剤の使用、本病の検査等を行うとともに、当該牛を市場出荷等により他農場に移動させないことが必要である。また、本病であることが確定し、これらの対策を講じることが難しい場合には、発症牛の自主とう汰を検討する。

なお、本病は、皮膚の結節や浮腫が特徴的な病変であるが、これらの病変に先立ち、発熱、脚の腫れ、跛行等を呈する場合もある。そのほかにも、抑うつ、リンパ節の肥大、粘膜の結節、鼻や目の出血、乳汁の減少等の症状を示すことから、これらの症状が見られた際には本病の可能性も考慮した上で適切な診断を行うことが必要である。

6. 家畜の導入、出荷及び移動する際の健康観察

本病は、感染した牛の移動により感染拡大した事例もあることから、出荷等により農場外へ移動させる場合には、健康状態を確認すること。また、他の農場から家畜を導入した場合は、家畜の伝染性疾病を疑う異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすることが必要である。

7. 適切なワクチンの接種及び発症牛のとう汰

国際獣疫事務局や国連食糧農業機関は、本病のまん延防止対策としては、ワクチンの接種を行うことが最も有効であり、発症牛のとう汰と併せることで清浄化を早めることができるとしている。本病の発生している地域においては、ランピースキン病防疫対策要領（令和6年1月23日付け5消安第6169号、以下「要領」）に基づき、発症牛の早期とう汰とともに、発生の拡大状況を踏まえて、本病ワクチンの接種を進めることが推奨される。福岡県の事例では、気温の低下によるサシバエの活動低下に加え、ワクチンの

接種や早期淘汰、吸血昆虫対策をすることにより、農場内でのさらなる発生が抑えられている傾向がみられている。

また、これまでのところ、熊本県の事例では、早期の摘発とう汰により、ワクチンの接種なしに周辺への感染を比較的抑えることができている可能性があることから、地域における感染初期においては、発症牛の早期のとう汰と吸血昆虫対策を含む農場及び農場周辺の衛生管理の強化により、まん延を防止できる可能性がある。

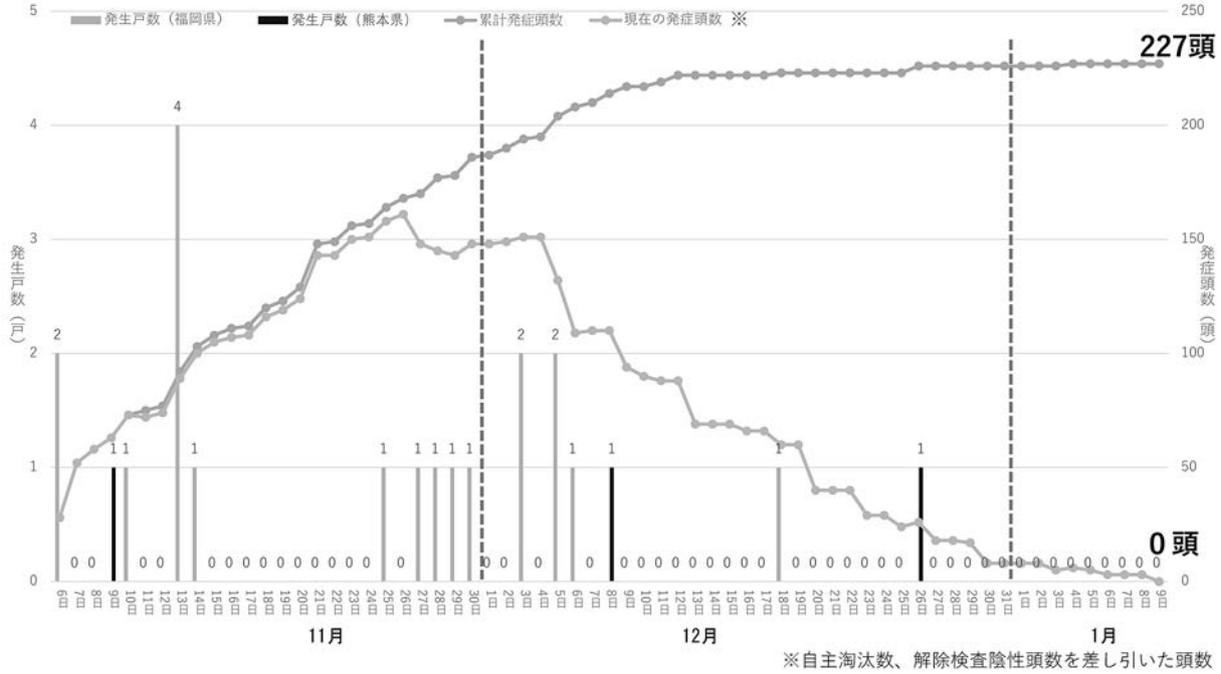
なお、ワクチンの接種にあたり、対象農場を同時に接種することが困難である場合には、発生農場及び発生農場周囲の農場を優先し、①発生農場、②発生農場からの移動牛が確認された農場、③発生農場周辺3km以内の農場、④発生農場周辺20km以内の農場（外側から内側へ）の順に接種を進める。

8. 本病の対策の強化に向けたデータの収集及び関係者への丁寧な情報共有

現在国内で流行しているウイルスは、アフリカや欧州での流行の主体であった遺伝子型1型ではなく、アジア地域などで新たに流行している2型であることが判明しており、当該株が流行した際の感染牛の症状や、症状を呈さない感染牛の存在など、病態については未だ不明な点が多いことから、感染牛から経時的に採材して各種検査を行うなどの取り組みを進め、本病の発症機序や治癒の経過に関する理解を深めることが必要である。また、農場の環境や季節の変動を背景としたサシバエなどの吸血昆虫の生態や有効な防除対策についても調査を進める必要がある。これらの調査の結果を踏まえ、必要に応じて防疫対策の検証と見直しを行うことが必要である。また、本病の発生は国内初の事例でもあり、本病の特性や防疫措置に関する情報共有、ワクチン接種への理解醸成など、関係者に対する丁寧な情報発信やリスクコミュニケーションを行うことが重要である。

国内でのランピースキン病発生の経過

○2024年11月6日、福岡県の2農場で、国内初となるランピースキン病の発生。
 ○2025年1月9日現在、福岡県19例、熊本県3例の計22例の発生を確認。疑症牛を含めて、国内では累計227頭の発症を確認。自主淘汰等を進め、現在の発症頭数は0頭。



ランピースキン病の感染拡大防止！

車両や人による

農場から農場への伝播を防止しましょう

ランピースキン病は、主にサシバ工等による機械的伝播により感染が拡大しますが、車両や人もウイルスを運ぶ可能性があります。

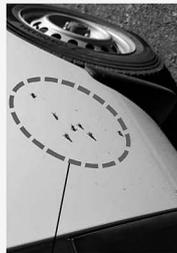
車両がウイルスを運ばないために

農場の自家用車、集乳車、飼料運搬車、獣医師、人工授精師、薬品・資材業者、家畜運搬業者、関係団体など農場に出入りする全ての車両

- ▶ 農場に出入りする全ての車両は洗淨・消毒、殺虫を徹底！
- ▶ 車内に入り込んだサシバ工等も、確実に殺虫！

特に寒い時期、サシバ工等は温かい車内に集まりやすく、車内にも侵入します。

資材（牧草ロールや敷料など）にもサシバ工等が入り込む可能性があるため、搬入時確認！



車体に集まったハエ

人がウイルスを運ばないために

特に獣医師、人工授精師等、牛に直接触れる者

- ▶ 農場ごとに専用の衣服、長靴（ブーツカバー）交換の徹底！
- ▶ 注射針、人工授精用器具等は確実に一頭ごとに交換又は消毒！
- ▶ 聴診器等、皮膚に接触する器具も適切に消毒！

農場から農場への感染拡大防止！



◇ ◇ ◇
☆☆ その他薬事関連

医薬発1120第1号

令和6年11月20日

厚生労働省医薬局長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第351号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

今般、麻薬と同種の濫用のおそれ及び麻薬と同種の有害作用が確認された3物質について、新たに麻薬として指定する必要が生じた。

このため、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成2年政令第238号。以下「麻薬等指定政令」という。）を改正し、これらの物質を麻薬として規制するため必要な措置をとるものであること。

第2 改正の内容

1 麻薬等指定政令の一部改正

次の3物質を新たに麻薬に指定した。

①6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d]ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類

②6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d]ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類

③6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d]ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類

2 施行期日

公布の日（令和6年11月20日）から起算して30日を経過した日（令和6年12月20日）から施行する。

第3 留意事項

(1) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。

(2) 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、(1)と同様に記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。

(3) (1) 及び (2) について、法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。

(4) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等の当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。

(5) 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第4 物質の構造式等

別添のとおり

第5 その他

麻薬指定物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指

定薬物として指定されているが、今般の改正政令の施行により、麻薬として指定され、指定薬物ではなくなる。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令が公布される予定であるので、併せて御了知いただきたい。

（以下略）

◇ ◇ ◇

6消安第4973号
令和6年12月25日

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第64号）が令和6年12月25日付けで公布され、同日から施行されることとなりました。また、本省令の施行に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）を別紙新旧対照表のとおり一部改正しました。

改正内容については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

1 省令改正の趣旨

(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）別表第1の1の(5)のイにおいて、飼料に含まれる飼料添加物の名称及び量を表示しなければならないとした上で、飼料添加物の名称及び量の表示方法が定められている。

(2) 具体的には、同項（注）の1の表において、指定名称以外に表示に用いることができる飼料添加物の名称（以下「一般名」という。）を定めている。

(3) また、同項（注）の2の2)において、飼料添加物であるプロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、ギ酸及びフマル酸（以下「プロピオン酸等」という。）について、最終製品の飼料にも当該成分の含有量の表示が必要と定めている。

(4) これらの表示の基準について、近年の飼料添加物をめぐる状況を踏まえ、制度を適正化する観点から、所要の改正を行った。

2 省令改正の概要

省令において、飼料一般の表示の基準として定められている、飼料に含まれる飼料添加物の名称及び量の表示方法のうち、以下について改正する。

(1) 飼料添加物の名称の表示について、飼料添加物の一般名に係る部分を省令から削除し、当該部分を運用通知において定める。

(2) 飼料添加物の量の表示について、主に規格を満たす飼料を製造するために必要となるものであることから、最終製品におけるプロピオン酸等の含有量の表示を不要とするよう改正する。なお、飼料を製造するための原料又は材料（家畜等に供される最終製品以外の飼料）における含有量の表示は引き続き必要となる。

3 運用通知の改正の概要

2の改正を受けて、所要の改正を行う。

新物効法の施行に向けた合同会議取りまとめのポイント

別紙1

本合同会議の開催趣旨

- 新物効法の施行に向けて、**国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議**※を開催し、国が定める**基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準**等の具体的な内容を審議の上、令和6年11月に**取りまとめ**。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント

(1) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

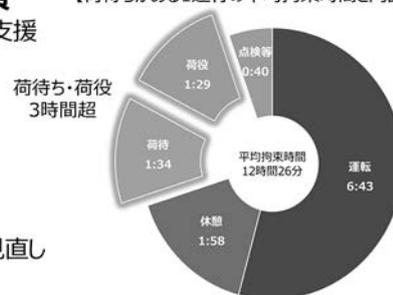
- 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

(2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

(3) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し、

荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- 積載効率の向上等 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮

(4) 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する

事業者の活動に関する国民の理解の増進

- 再配達削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し
- 返品削減や欠品に対するペナルティの見直し

(5) その他トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に必要な事項

- 物流に関わる多様な主体の役割 ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提事項

1

荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

- すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等

- 共同輸配送や帰り荷の確保
- 適切なリードタイムの確保
- 発送量・納入量の適正化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- トラック予約受付システムの導入
- 混雑時間を回避した日時指定 等



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- パレット等の輸送用器具の導入
- タグ等の導入による検品の効率化
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



パレットの利用や検品の効率化

特定事業者の指定基準等のポイント

- 全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるような基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
(上位3,200社程度)

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
(上位70社程度)

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
(上位790社程度)

- 物流統括管理者 (CLO)** は、**事業運営上の重要な決定に参画**する管理的地位にある**役員等から選任**。 2

令和7年度畜産物価格の決定について

令和6年12月25日
農林水産省

農林水産省は、本日、食料・農業・農村政策審議会に対し、令和7年度畜産物価格について諮問を行い、その答申を受けました。
これを踏まえ、令和7年度畜産物価格を決定しました。

1. 総交付対象数量並びに加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金の単価等

		[]は関連対策
(総交付対象数量)	325万トン	
[関連対策]	18万トン]	
合計	343万トン	
(生産者補給金の単価)	9.09円/kg	
(集送乳調整金の単価)	2.73円/kg	
[関連対策]	0.08円/kg]	
合計	11.90円/kg	

2. 肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

		(単位：円/頭)
	保証基準価格	合理化目標価格
黒毛和種	574,000	446,000
褐毛和種	523,000	406,000
その他の肉専用種	334,000	259,000
乳用種	164,000	110,000
交雑種	274,000	216,000

3. 鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格

(補填基準価格) 230円/kg (安定基準価格) 207円/kg

○農林水産省等の報告・統計

【農林水産省】

薬剤耐性モニタリング年次報告書2021年版公開

農林水産省が実施している動物分野での薬剤耐性モニタリング (JVARM) について、年次報

告書2021年版が動物医薬品検査所のHPに公開されました。過去の年次報告書やJVARMのデータもHPに掲載されています。

薬剤耐性菌のモニタリング Monitoring of AMR：動物医薬品検査所

☆令和6年愛玩動物看護師就職状況等調査結果

(令和6年11月29日公表)

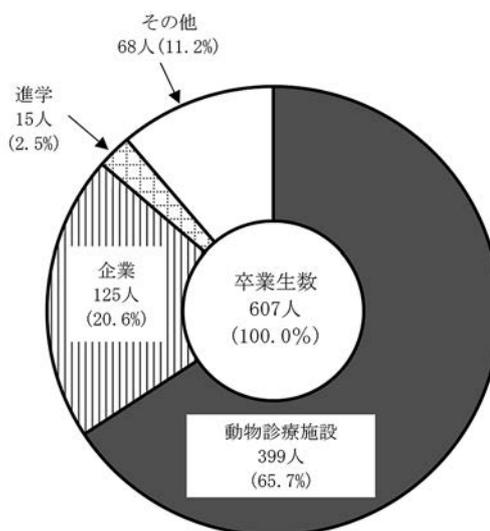
令和6年愛玩動物看護師就職状況等調査結果
—愛玩動物看護師養成大学の卒業生のうち
65.7%が動物診療施設に就職—

【調査結果の概要】

1 卒業生の就職状況 (統計表1-1参照)

愛玩動物看護師を養成する大学 (短期大学を含む。以下同じ。) に在籍し、令和6年3月末時点で愛玩動物看護師養成課程を修めた卒業生607人のうち動物診療施設に就職した者は399人となり、前年に比べ33人 (9.0%) 増加した。卒業生全体に占める動物診療施設に就職した者の割合は65.7%となり、前年に比べ0.8ポイント上昇した。

図 就職先職種別の割合
(令和6年3月末時点)



注：動物診療施設は、個人診療施設と法人経営の動物病院等をいう。

表 1 就職先職種別卒業生数 (各年3月末時点)

区分	単位	計	動物診療施設	企業	進学	その他
令和5年	人	564	366	118	19	61
6	人	607	399	125	15	68
対前年差	人	43	33	7	△ 4	7
対前年増減率	%	7.6	9.0	5.9	△ 21.1	11.5
構成比						
令和5年	%	100.0	64.9	20.9	3.4	10.8
6	%	100.0	65.7	20.6	2.5	11.2
対前年差	ポイント	0.0	0.8	△ 0.3	△ 0.9	0.4

注：表中の「△」は減少したものを示す (以下全ての表において同じ。)

2 在籍状況 (統計表2参照)

愛玩動物看護師を養成する大学において、愛玩動物看護師養成課程に在籍する学生は令和6年4月1日時点で3,709人となり、前年に比べ319人 (9.4%) 増加した。

表 2 学年別在籍者数 (各年4月1日時点)

	単位：人				
	全学年計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
令和5年	3,390	1,028	916	767	679
6	3,709	1,128	1,017	889	675
対前年差	319	100	101	122	△ 4
対前年増減率 (%)	9.4	9.7	11.0	15.9	△ 0.6

☆令和5年牛乳生産費・肉用牛生産費（いずれも令和6年12月24日公表）・肥育豚生産費（令和6年12月8日公表）

令和5年の搾乳牛1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）は、103万2,548円で前年に比べ2.3%増加し、生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）全算入生産費は1万179円で前年に比べ5.3%増加した。

農業経営統計調査
令和5年牛乳生産費
【調査結果の概要】

表 牛乳生産費（全国）

区 分	単位	令和4年	令和5年		対前年増減率
			実数	構成割合	
搾乳牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	914,116	928,426	85.0	1.6
うち飼料費	〃	538,592	570,831	52.2	6.0
乳牛償却費	〃	164,675	143,622	13.1	△ 12.8
農機具費	〃	46,064	47,350	4.3	2.8
光熱水料及び動力費	〃	37,189	36,872	3.4	△ 0.9
労働費	〃	164,380	164,241	15.0	△ 0.1
費用合計	〃	1,078,496	1,092,667	100.0	1.3
副産物価額	〃	114,755	101,528	-	△ 11.5
生産費（副産物価額差引）	〃	963,741	991,139	-	2.8
支払利子・地代算入生産費	〃	970,333	997,808	-	2.8
全算入生産費	〃	1,008,902	1,032,548	-	2.3
生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）					
全算入生産費	円	9,669	10,179	-	5.3
1経営体当たり搾乳牛飼養頭数	頭	65.4	65.9	-	0.8
搾乳牛1頭当たり労働時間	時間	95.06	94.89	-	△ 0.2

◎ 累年データ

牛乳生産費の推移（全国）

区 分	搾乳牛1頭当たり全算入生産費	生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）全算入生産費	搾乳牛1頭当たり乳当価額	搾乳牛1頭当たり労働時間
	円	円	円	時間
平成26年度	765,924	8,290	816,802	104.94
27	736,480	7,812	858,540	104.40
28	738,314	7,787	868,727	105.71
29	757,043	7,972	883,512	104.02
30	782,435	8,068	895,672	101.48
令和元年	796,467	8,236	901,366	99.56
2	828,207	8,441	920,644	96.88
3	883,991	8,803	927,652	96.84
4	1,008,902	9,669	953,481	95.06
5	1,032,548	10,179	1,025,757	94.89

資料：農林水産省統計部「畜産物生産費統計」

注：調査期間は、平成30年度までは4月から翌年3月、令和元年以降は1月から12月である。

農業経営統計調査

令和5年 肉用牛生産費

(子牛・去勢若齢肥育牛・乳用雄育成牛・乳用雄肥育牛・交雑種育成牛・交雑種肥育牛)

【調査結果の概要】

令和5年の肉用牛1頭当たり資本利子・地代全

額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）

は、前年に比べ、子牛が6.3%増加、去勢若齢肥育牛が4.1%増加、乳用雄育成牛が22.7%減少、乳用雄肥育牛が3.3%減少、交雑種育成牛が18.2%減少、交雑種肥育牛が1.3%減少した。

表 1 令和5年肉用牛生産費（全国）

区 分	単位	子牛 (肉用種)	去勢若齢 肥育牛	乳用雄 育成牛	乳用雄 肥育牛	交雑種 育成牛	交雑種 肥育牛
生産費（1頭当たり）							
物 財 費	円	577,084	1,373,736	189,895	579,368	259,812	816,527
労 働 費	円	214,785	88,781	11,300	19,990	14,578	35,401
費用合計	円	791,869	1,462,517	201,195	599,358	274,390	851,928
生産費（副産物価額差引）	円	757,771	1,451,220	198,497	593,206	270,858	840,281
支払利子・地代算入生産費	円	767,267	1,458,083	199,244	594,939	271,458	843,198
全算入生産費	円	864,024	1,468,063	200,892	598,641	274,358	850,425
対前年増減率							
物 財 費	%	7.9	4.2	△ 23.7	△ 2.9	△ 19.3	△ 1.4
労 働 費	%	5.5	4.4	5.7	△ 9.5	△ 3.6	6.2
費用合計	%	7.2	4.2	△ 22.5	△ 3.2	△ 18.6	△ 1.1
生産費（副産物価額差引）	%	7.1	4.2	△ 22.8	△ 3.2	△ 18.4	△ 1.2
支払利子・地代算入生産費	%	7.1	4.2	△ 22.8	△ 3.2	△ 18.4	△ 1.3
全算入生産費	%	6.3	4.1	△ 22.7	△ 3.3	△ 18.2	△ 1.3

注：対前年増減率は、令和5年と令和4年を比較したものである（以下同じ。）。

◎ 累年データ

1 子牛生産費の推移(全国)

区 分	子1頭当たりの 全算入生産費	子1頭当たりの 販売価	子1頭当たりの 労働時間
	円	円	時間
平成26年度	595,679	552,157	124.32
27	590,340	668,630	123.08
28	604,734	784,652	128.98
29	628,773	754,495	127.83
30	650,969	740,368	126.45
令和元年	655,600	735,646	124.20
2	664,026	658,653	120.71
3	712,210	718,350	121.07
4	812,545	630,891	134.27
5	864,024	541,399	139.37

資料：農林水産省統計部「畜産物生産費統計」（以下6まで同じ。）

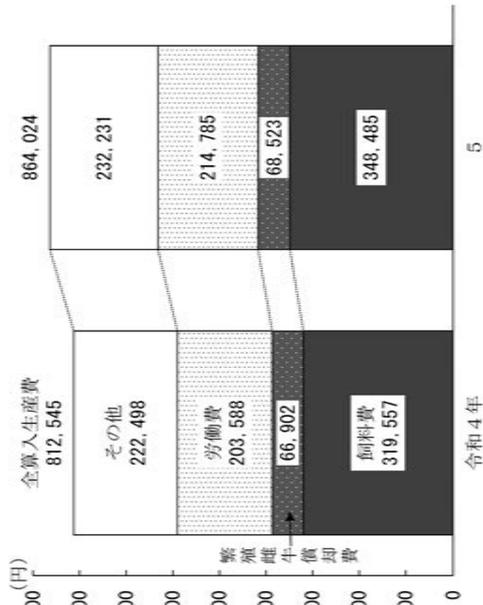
注：調査期間は、平成30年度までは4月から翌年3月、令和元年以降は1月から12月である（以下6まで同じ。）。

【調査結果】

1 子牛生産費

肉用種の繁殖雌牛を飼養し、子牛を販売する経営体における子牛1頭当たり全算入生産費は、86万4,024円で前年に比べ6.3%増加した。

図1 子牛の全算入生産費（全国、子牛1頭当たり）



注：配合飼料価格安定制度の積立金及び補てん金は計上していない（以下同じ。）。

2 去勢若齢肥育牛生産費

(1) 去勢若齢和牛を肥育し、販売する経営体における肥育牛1頭当たり全算入生産費は、146万8,063円で前年に比べ4.1%増加した。

(2) 生体100kg当たり全算入生産費は18万1,103円で、前年に比べ3.8%増加した。

図2 去勢若齢肥育牛の全算入生産費（全国、肥育牛1頭当たり）

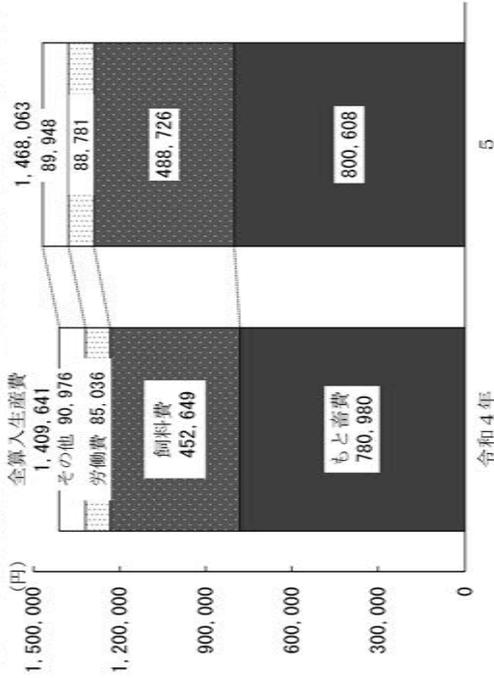


表3 去勢若齢肥育牛生産費（全国）

区分	単位	令和4年		令和5年		対前年増減率
		実数	構成割合	実数	構成割合	
肥育牛1頭当たり	円	1,318,712	93.9	1,373,736	93.9	4.2
うち	費	780,980	54.7	800,608	54.7	2.5
もと畜費	費	452,649	33.4	488,726	33.4	8.0
飼料費	費	15,874	1.1	16,129	1.1	1.6
光熱水料及び動力費	費	13,584	0.8	12,229	0.8	△ 10.0
労働費	費	85,036	6.1	88,781	6.1	4.4
費用合計	費	1,403,748	100.0	1,462,517	100.0	4.2
生産費（副産物価額差引）	費	1,392,712	-	1,451,220	-	4.2
支払利子・地代算入生産費	費	1,399,321	-	1,458,083	-	4.2
全算入生産費	費	1,409,641	-	1,468,063	-	4.1
生体100kg当たり全算入生産費	円	174,399	-	181,103	-	3.8
1経営体当たり販売頭数	頭	39.5	-	40.7	-	3.0
1頭当たり労働時間	時間	53.25	-	54.82	-	2.9

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。））を対象に実施した。

表2 子牛生産費（全国）

区分	単位	令和4年		令和5年		対前年増減率
		実数	構成割合	実数	構成割合	
子牛1頭当たり	円	535,019	72.9	577,084	72.9	7.9
うち飼料費	費	319,557	44.0	348,485	44.0	9.1
繁殖雌牛	費	66,902	8.7	68,523	8.7	2.4
獣医師料及び医薬品費	費	25,108	4.0	31,462	4.0	25.3
分娩	費	22,157	2.9	22,998	2.9	3.8
労働費	費	203,588	27.1	214,785	27.1	5.5
費用合計	費	738,607	100.0	791,869	100.0	7.2
生産費（副産物価額差引）	費	707,307	-	757,771	-	7.1
支払利子・地代算入生産費	費	716,402	-	767,267	-	7.1
全算入生産費	費	812,545	-	864,024	-	6.3
1経営体当たり子牛販売頭数	頭	13.5	-	13.6	-	0.7
1頭当たり労働時間	時間	134.27	-	139.37	-	3.8

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養し、子牛を生産し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。））を対象に実施した。

農業経営統計調査

令和4年 肥育豚生産費

【調査結果の概要】

令和4年の肥育豚1頭当たり資本利子・地代全

額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）

は4万3,540円で前年に比べ14.9%増加し、生体100kg当たり全算入生産費は3万7,868円で、前年に比べ15.1%増加した。

表 肥育豚生産費（全国）

区 分	単位	令 和 3 年	令 和 4 年		対 前 年 率
			実 数	構 成 割 合	
肥 育 豚 1 頭 当 たり				%	%
物 財 費	円	33,114	38,551	88.4	16.4
うち飼 料 費	"	24,135	29,315	67.2	21.5
獣医師料及び医薬品費	"	2,190	2,260	5.2	3.2
光熱水料及び動力費	"	1,814	2,081	4.8	14.7
建 物 費	"	1,551	1,462	3.4	△ 5.7
労 働 費	"	5,018	5,071	11.6	1.1
費 用 合 計	"	38,132	43,622	100.0	14.4
生産費（副産物価額差引）	"	37,076	42,686	-	15.1
支払利子・地代算入生産費	"	37,178	42,781	-	15.1
全 算 入 生 産 費	"	37,907	43,540	-	14.9
生体100kg当たり全算入生産費	円	32,912	37,868	-	15.1
1 経営体当たり販売頭数	頭	1,432.7	1,552.4	-	8.4
1 頭 当 たり 労 働 時 間	時間	2.99	3.05	-	2.0

肥育豚生産費の推移（全国）

区 分	肥 育 豚 1 頭 当 たり 全 算 入 生 産 費	肥 育 豚 生 体 100kg 当 たり 全 算 入 生 産 費	肥 育 豚 1 頭 当 たり 販 売 価 格	肥 育 豚 1 頭 当 たり 労 働 時 間
	円	円	円	時間
平成25年度	33,971	29,821	33,343	2.69
26	34,728	30,455	39,840	2.71
27	33,828	29,882	37,963	2.64
28	32,089	28,189	37,207	2.72
29	32,760	28,698	39,387	2.71
30	32,943	28,947	35,983	2.91
令和元年	33,824	29,588	36,629	2.95
2	33,622	29,363	38,723	2.91
3	37,907	32,912	37,658	2.99
4	43,540	37,868	40,202	3.05

資料：農林水産省統計部「畜産物生産費統計」

注：調査期間は、平成30年度までは4月から翌年3月、令和元年以降は1月から12月である。

☆2023漁業センサス結果の概要

(令和6年12月20日公表)

2023年漁業センサス結果の概要（確定値）

ー 全国の海面漁業経営体は5年前に比べ17.0%減少 ー

2023年漁業センサスとして、海面漁業調査の漁業経営体調査及び海面漁業地域調査、内水面漁業調査の内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査、流通加工調査の魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査の6調査を実施し、その結果の概要は以下のとおり。

【調査結果の概要】

1 海面漁業

(1) 漁業経営体調査結果（統計表 I 参照）

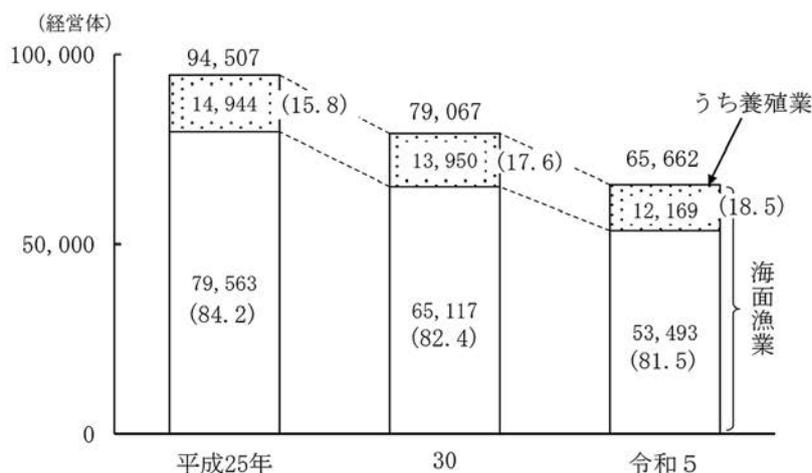
ア 漁業経営体

漁業経営体とは、調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物（漁獲物及び収穫物をいう。以下同じ。）を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいう。（ただし、調査期日前1年間に於ける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。詳細は、次のURLの「用語の解説」を参照。
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/yougo>

全国の海面漁業の漁業経営体数（令和5年11月1日現在）は6万5,662経営体で、5年前に比べ1万3,405経営体（17.0%）減少した。

このうち、主として海面養殖業を営んだ漁業経営体数は1万2,169経営体で、5年前に比べ1,781経営体（12.8%）の減少となっており、漁業経営体全体よりも減少幅が小さくなっている。

図1 海面漁業の漁業経営体数の推移



エ 漁船

漁業経営体が調査期日前1年間に使用した漁船のうち、調査期日現在で保有している漁船の総隻数は船外機付漁船、無動力漁船を含め、10万9,283隻で、5年前に比べ2万2,918隻(17.3%)減少した。

このうち動力漁船は5万8,906隻で、これを販売金額1位の漁業種類別にみると、釣が1万3,111隻と最も多く、次いで刺網が6,664隻、底びき網が5,635隻となっている。

表11 漁船種類別・販売金額1位の漁業種類別漁船隻数

区 分	隻数		
	平成30年	令和5	対前回増減率 (令和5/平成30年)
	隻	隻	%
計(漁船種類別)	132,201	109,283	△ 17.3
無動力漁船	3,080	2,439	△ 20.8
船外機付漁船	59,201	47,938	△ 19.0
動力漁船	69,920	58,906	△ 15.8
小計(販売金額1位の漁業種類別)	69,920	58,906	△ 15.8
底びき網	7,183	5,635	△ 21.6
船びき網	4,815	3,979	△ 17.4
まき網	1,727	1,369	△ 20.7
刺網	8,789	6,664	△ 24.2
さんま棒受網	131	69	△ 47.3
大型定置網	1,180	969	△ 17.9
さけ定置網	660	646	△ 2.1
小型定置網	2,385	1,871	△ 21.6
その他の網漁業	1,207	1,312	8.7
はえ縄	2,569	2,156	△ 16.1
釣	16,590	13,111	△ 21.0
小型捕鯨	4	4	0.0
潜水器漁業	650	547	△ 15.8
採貝・採藻	2,959	2,734	△ 7.6
その他の漁業	5,105	4,933	△ 3.4
海面養殖			
ぎんざけ養殖	90	99	10.0
ぶり類養殖	1,716	1,594	△ 7.1
まだい養殖	1,132	894	△ 21.0
ひらめ養殖	24	10	△ 58.3
とらふぐ養殖	305	202	△ 33.8
くろまぐろ養殖	346	360	4.0
にじます養殖	…	21	8.5
その他のさけ・ます養殖	…	6	
その他の魚類養殖	189	178	
ほたてがい養殖	2,401	2,141	△ 10.8
かき類養殖	2,111	1,947	△ 7.8
その他の貝類養殖	139	128	△ 7.9
くるまえび養殖	4	7	75.0
ほや類養殖	118	63	△ 46.6
その他の水産動物類養殖	21	42	100.0
こんぶ類養殖	74	69	△ 6.8
わかめ類養殖	727	660	△ 9.2
のり類養殖	3,241	3,285	1.4
その他の海藻類養殖	493	479	△ 2.8
真珠養殖	771	662	△ 14.1
真珠母貝養殖	64	60	△ 6.3

注：令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また、対前回増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます類養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

◇

○事務局だより

☆動物用医薬品卸売販売業者における法令遵守の徹底について

令和6年10月8日に、公正取引委員会が、山形県などが発注する家畜のワクチンの入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）に違反する行為の疑いがあったとのことで、協会会員の関係3社に、立入検査を実施しました。

このことに関して、農林水産省からも以下のとおり協会に対して事務連絡があり、協会関係者が、さらに関係法令の遵守の徹底に取り組むこととなりました。

協会では、独占禁止法に係る理事長の講話「遵法・企業倫理・販売員の使命」をホームページに公開しています。

事務連絡
令和6年10月11日

一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長

動物用医薬品卸売販売業者における法令遵守の徹底について

今般、山形県などが発注する家畜のワクチンの入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）に違反する行為の疑いがあったとし、公正取引委員会が、貴会会員である動物用医薬品の卸売販売業者に立入検査を実施したとの報道がありました。

貴会においては、独占禁止法をはじめ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関係法令遵守の徹底に取

り組んでいただいていると承知しておりますが、この機会に改めて、貴会会員に対し法令遵守の徹底を図るとともに、教育訓練の実施に努めていただきますようお願いいたします。

◇ ◇ ◇

☆ 指示書流通調査結果について

農林水産省では、電子指示書の普及等に関係し、獣医師による指示書の流通状況を把握するため、令和6年春に協会会員関係各社の協力を得て、牛・豚・鶏の生産者から受領した指示書を収集し、都道府県別、畜種別等にまとめ、協会に集計結果が報告されました。

全国で年間34万の指示書がのべ2千人獣医師により発行されていること（推計）、全国的に発行枚数が多いのは畜種別では豚で、都道府県別にみると発行枚数と飼養頭数は正の相関であること、北海道で一番発行枚数が多いのは牛であることが明らかとなりました。

令和6年11月

— 指示書流通調査結果について —

【調査方法】

対象者：牛・豚・鶏向け動物用医薬品ディーラー（市場規模で9割程度と推計）
対象期間：2023年4月、7月及び10月、2024年1月
調査項目：生産者から受領した指示書の合計枚数

【調査結果】

各調査月における枚数は以下のとおり。

2023年4月	約27千枚
2023年7月	約25千枚
2023年10月	約28千枚
2024年1月	約23千枚

うち約97%については、以下の情報も得られた。

- ・農場所在の都道府県別・畜種種別の指示書枚数：別添グラフ参照
- 全国的に見て、指示書の発行枚数が多い畜

種は豚であったが、北海道では牛であった。

- ・指示書を作成している獣医師の数は、のべ2千人と推定された。(あくまで参考値)

【考察】

この結果から、年間343千枚が流通していると推定される。のべ2千人の獣医師が発行していると仮定すると1獣医師当たり172枚発

行されていることになる。

各都道府県の豚の飼養頭数と豚を対象とした指示書枚数は正の相関にあった。

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課薬剤耐性対策班

TEL:03-3502-8181(内線4532)

流通する指示書の枚数(都道府県別)



☆令和6年度新規認定研修を実施

協会では、販売員の研修及び認定の制度の見直しを進めており、令和6年度の新規認定研修について、①全国の新人の販売員全員に研修機会を提供するため、研修会のほか、初めてWEB研修（研修期間後半に試験を実施）を実施しました。研修受講者は東京で開催の研修会参加者43名、WEB研修参加者70名の計113名で、このうち新規認定販売員数は111名で、大幅に増加しました。（前年度89名）

また、研修科目に今年度新たに養豚、牛及び小動物の獣医療の現場を紹介する科目の講義を実施し、受講生から参考になったとの声を得ました。

試験に合格した新規認定販売員には、認定販売員証を発行するとともに、新たに付与した認定番号をホームページに掲載しています。

今年度は研修科目を増やして別添の12科目とし、近日、資料及び動画をホームページで公開することとしています。

令和6年度 新規認定研修 科目一覧

敬称略

No.	科 目	受講方法	講 師（所属）
1 必	関係法規	集合 Web	①医薬品医療機器等法の解説 曳地 七星（農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課）
2 必			②家畜伝染病予防法の解説 松井 裕佑（農林水産省消費・安全局 動物衛生課課長補佐）
3 必			③獣医師法・獣医療法の解説 大倉 尚子（農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐）
4 必			④飼料安全法の解説 永原 貴子（農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐）
5 必	動物用医薬品等	集合 Web	①動物薬の基礎 味戸 忠春 （日本獣医生命科学大学教授）
6 必			②動物用ワクチンの解説 荻窪 恭明（農林水産省動物医薬品 検査所 検査第一部長）
7 必	コンプライアンス等	集合 Web	①違法・企業倫理・販売員の使命・独占禁止法の解説 相原 夏実 （全国動物薬品器材協会 理事長）
8 必	動向情勢	Web	①畜産の動向 山本 将平（農林水産省畜産局 総務課 畜産総合推進室・専門官）
9 必		集合 Web	②動薬市場の動向 氏政 雄揮 （アームズ株式会社代表取締役）
10 必	獣医療関係業務	集合 Web	①小動物獣医療業務の現場の一年 佐伯 潤 （帝京科学大学教授・大阪府獣医師会会長）
11 必		集合 Web	②畜産獣医療の現場(牛) 大橋 邦啓 （大橋獣医科医院 院長）
12 必		Web	③養豚コンサルタント獣医の業務内容と各種防疫対応 吉川 康宏（グローバルピッグファーム ㈱常務取締役・獣医師）
13		Web	④養鶏医療の現場（仮） （次年度予定）
14		Web	⑤水産医療の現場（仮） （次年度予定）

注1：上記科目うち、受講必須科目はNo.1～12

注2：集合研修に参加の場合、

上記科目No.8(畜産の動向)及びNo.12(畜産獣医療業務の現場(豚)(仮))は、事前にWebで受講すること。

注3：試験対象科目は、上記科目No.1～7。

☆ その他お知らせ

- ①「動物薬の欠品や終売などが起きる原因を知るためのメモ」(パンフレット)
ご希望者に追加配布するほか、ホームページ

から印刷できます。

- ②「動薬手帳2025年版」完売
予備若干。事務局にご連絡ください。

◎協会ホームページから

- ①令和6年度新規認定研修の研修科目の資料と動画を掲載することとしています。

「研修」の欄の「今視聴できる研修科目」で視聴できます。

- ②「協会について」の欄に、「会員一覧」等の最新版を掲載しています。

なお、都道府県協会の会長・事務局の変更、会員の退会・新規加入、事務所移転等の際に提出する変更届の書式については、トップページ右上「会員専用ページ」から出力してご活用下さい。



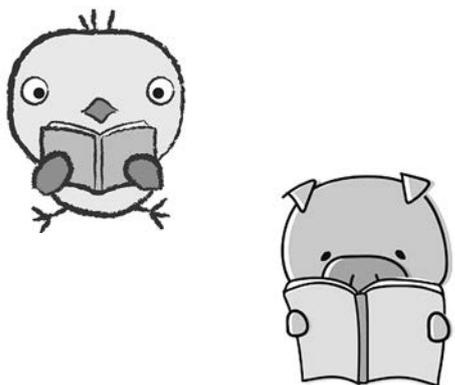
「全動薬協会報」への広告掲載の新規申込のお願い

当協会が隔月(奇数月、年6回)に刊行している「全動薬協会報」への広告主を募集しています。詳しくは、本協会事務局にお問い合わせください。なお、広告掲載は毎号でなくても結構です。

発行部数は約800部で、主な配布先は、協会会員(正会員、賛助会員)のほか、官公庁(国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、家保、畜産関係部署)、関係団体(国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、畜産)。

本会刊行図書案内

- ・動薬手帳(動薬ハンドブック)
 - －2024年版－ B6変形判 467頁
 - 関係法規、一般製剤、生物学的、製剤ほか
 - 価格1,188円 (本体価格1,080円+消費税)



本会報の送付停止を希望される場合は、FAXでご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

- | | |
|------|-------------|
| 委員長 | 相原夏実(理事長) |
| 副委員長 | 塩田忠(専務理事) |
| 委員 | 一柳吉孝(副理事長) |
| 〃 | 市野沢信成(副理事長) |
| 〃 | 辻真樹(副理事長) |
| 〃 | 松田怜士(常務理事) |

全動薬協会報(隔月発行) No. 371

発行所 一般 全国動物薬品器材協会
 社団法人 東京都文京区湯島3-20-9
 緬羊会館3F
 TEL 03-5812-4177
 FAX 03-3834-5440
 E-mail jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田 忠

ガルエヌテクト®S95-NBL

ニューカッスル病・
鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(シード)

●その他鶏用ワクチン

日生研ニューカッスル生ワクチンS	AE乾燥生ワクチン
日生研C-78・IB生ワクチン	ガルエヌテクトCBL
日生研MI・IB生ワクチン	日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM)
ガルエヌテクトS95-IB	日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)
日生研NB生ワクチン	日生研EDS不活化ワクチン
日生研ILT生ワクチン	日生研EDS不活化オイルワクチン
日生研IBD生ワクチン	日生研ACM不活化ワクチン
日生研乾燥鶏痘ワクチン	日生研NBBAC不活化ワクチン

日生研株式会社

〒198-0024 東京都青梅市新町9丁目2221番地の1
 TEL 0428-33-1009(営業部) URL <https://www.jp-nisseiken.co.jp>

<https://www.vaxxinova.co.jp>

japan
vaxxinova
veterinary prevention strategies



- | | | |
|-----------------------------------|------------------------|---------------------|
| ■ バックスオンND-IB-EDS | ■ MD生ワクチン(HVT) | ■ MG生ワクチン |
| ■ バックスオン-ガンボロ2 | ■ バックスオンMD (CVI)-N | ■ AE液状生ワクチン |
| ■ バックスオンIBD-CA | ■ バックスオンMD(HVT+CVI)-N | ■ バックスオンAE・Pox(液状) |
| ■ IB生ワクチン (H120G) | ■ 2価MD生ワクチン(H+S) | ■ バックスオン・ボックス(ひな用) |
| ■ NB生ワクチン (B ₇ +H120G) | ■ イノボ鶏痘/2価MD生ワクチン(H+S) | ■ バックスオン・ボックス(中大雛用) |
| ■ アビプロSE | | |

ワクチノーバ株式会社

〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目24-8オリックス浜松町ビル4階
TEL 03-6895-3710 FAX 03-6895-3711

Gazing at the future

ZENOAQ

動物の価値を高めること。
それが、私たちの使命です。

 日本全薬工業株式会社
ZENOAQ 福島県郡山市安積町世川字平ノ上1-1

www.zenoaq.com



繁殖成績の向上は次のステージへ

新規格・新容器でさらに進化!

動物用医薬品	使用基準
要指示医薬品	指定医薬品



レジプロン®-C 20

発情周期の同調で繁殖効率を最大化
黄体退行遅延の治療をサポート



レジプロン®-S 20

計画的な分娩で生存子豚の確保
効率的な管理で現場の省力化を支援




あすかアニマルヘルス株式会社
 東京都港区芝浦二丁目5番1号
 TEL. 03-5439-4188 FAX. 03-5439-4191



動物用医薬品 要指示 指定

フォーシル[®]S 誕生!

1mL中 マルボフロキサシン160mg含有

健康にアイデアを
meiji



※本剤は獣医師等の処方箋・指示により使用するべき要指示医薬品です。ご使用の際は製品の添付文書をよくお読みください。

- ✓ 1治療1回筋肉内投与の高用量ワンショット製剤
 - ・マルボシルの4倍量 (マルボフロキサシンとして8mg/kg) を単回投与
 - ・投与作業の省力化と動物への負担を軽減できる製剤
- ✓ 適応症：第一次選択薬が無効の場合の下記適応症豚；大腸菌性下痢症
- ✓ 耐性菌の発生リスクを低減させる製剤設計
 - ・AMR対策に貢献
- ✓ 使用禁止期間
 - 豚：食用に供するために殺する前8日間

出典：フォーシルS製造販売承認申請資料



添付文書情報



明治アニマルヘルス株式会社
 東京都港区東新橋一丁目9番2号

FAST, EASY, LASTING PROTECTION

ブラベクト®
スポット 猫用

ブラベクト® プラス
猫用

3 THREE-MONTHS*
PROTECTION



ブラベクト®錠

ブラベクト®
スポット 犬用

*スポット犬用は最大4か月効果が持続

3か月効果が持続* 次世代のノミ・マダニ駆除薬



牛乳出荷前の使用禁止期間が無いから

搾乳中でも投与が可能



畜水産のお役立ち情報を発信中！
＜＜畜産ナビへはコチラ＞＞から

動物用医薬品 使用基準

エプリノメクチン・ドロップオン®「KS」

アベルメクチン系駆虫剤

気付かぬうちに牛体内に棲みつき、
じわじわと栄養を横取りしている内部寄生虫と
牛にストレスを与え続ける外部寄生虫。

定期的な投与で寄生虫の駆除による生産性の向上を。



※ドロップオンは登録商標です。
注意—使用基準の定めるところにより使用してください。

製造販売業者

KS 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

臨床型乳房炎の症状を軽減



畜産ナビで乳房炎に関する
記事を読む！
＜＜コチラ＞＞から

劇 動物用医薬品 要指示 指定

スタートバック®

スタートバック®は黄色ブドウ球菌、大腸菌群、
コアグラセ陰性ブドウ球菌 (CNS) による
臨床型乳房炎の症状を軽減するワクチンです！



50mL(25頭分)×1バイアル



2mL(1頭分)×20バイアル

※スタートバックは登録商標です。
注意—獣医師等の処方箋・指示により使用してください。

製造元

HIPRA LABORATORIOS HIPRA, S.A.
SPAIN

製造販売業者 (輸入元)

KS 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

【お問い合わせ先】 TEL 03-3264-7559 (共立製薬株式会社 学術)
<https://www.kyoritsuseiyaku.co.jp>

*ご使用に際しては、製品添付文書をお読みください。



“与えやすさ”を
ぎゅーっと凝縮して開発

ワンちゃん大好き！
牛肉
フレーバー*



投薬しやすい！
錠剤タイプ



一目で分かる！
規格別に
色分け



*牛肉は含まれておりません

犬の
クッシング症候群に
伴う諸症状に

トリロスタブ(TRILOSTAB)はフジタ製薬株式会社の登録商標です

動物用医薬品 要指示 指定

トリロスタブ® 5・10・30・60



販売元

ささえあ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号
<https://www.sasaeah.co.jp>

製造販売元

フジタ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号
<http://www.fujita-pharm.co.jp>